

令和6年7月3日

広島県知事（給与管理者）様
各市町長様（広島市を除く）
各一部事務組合管理者様
広島県後期高齢者医療広域連合長様
広島県公立大学法人理事長様
公立大学法人尾道市立大学理事長様
独立行政法人府中市病院機構理事長様
公立大学法人福山市立大学理事長様
広島県水道広域連合企業団企業長様

地方公務員災害補償基金広島県支部長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
広島県総務局福利課内

令和5年度確定負担金の算定等について（通知）

地方公務員災害補償基金業務については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

地方公共団体等は、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第50条及び同法施行規則第46条の規定により、会計年度終了後6月以内に、当該年度の概算負担金を精算することとされています。

ついては、次の事項に留意の上、必要書類を提出するとともに、精算の手続をしてください。

1 報告書の提出

(1) 提出書類

- ・「令和5年度確定負担金報告書」（以下「別紙報告書」という。）
- ・「給与の総額算出表」及び決算書又は人件費明細書の該当部分の写し
- ・「その他の職員の内訳」（本通知5.その他を参照）

※提出書類に公印等の押印は不要です。

(2) 提出期限

令和6年8月21日（水）

2 確定負担金の精算手続

算定した確定負担金と既に報告済みの令和5年度概算負担金の算定額との精算の結果、過不足が生じた場合には、次のとおり精算手続をしてください。

(1) 過納額が生じた場合

精算の結果、過納額が生じた場合は、当該過納額は原則として当該団体に還付するものとします。

また、特に当該過納額を令和7年度の概算負担金に充当することを希望する団体については、その旨を報告書に記入してください。

(2) 不足額が生じた場合

ア 不足額の納入

精算の結果、不足額が生じた場合は、広島県支部からの不足額の確認・連絡後に、
口座振込により令和6年9月11日（水）までに、地方公務員災害補償基金広島県支部
の下記口座に振り込んでください。

なお、不足額が 100 円未満の場合は当該不足額を納付する必要はありません。

イ 振込口座

広島銀行県庁支店 普通預金 口座番号 0603678

地方公務員災害補償基金広島県支部長 広島県知事 湯崎 英彦

3 報告書の記載上の注意

- (1) 「職員数」は、令和 6 年 3 月 31 日現在に在職した職員数を記載すること。ただし、当該年度に育休、無給休職等で給与の総額に入っていない職員数は差し引くこと。
- (2) 「給与費総額」は、令和 5 年度の決算に計上された職員の給与に係る総額（給料及び職員手当等）を、職員区分別に列記すること。
- (3) 負担金は職員の区分ごとに算定し、円未満の端数は切り捨てること。
- (4) 不足の場合、納付年月日欄に必ず記入すること。
- (5) 報告書には、作成者の所属課、係名、氏名及び電話番号を必ず記入すること。
- (6) 確定負担金の額（別紙報告書の算定基礎の E 欄）は、令和 5 年度決算に計上された給与の地方公務員災害補償基金定款第 17 条の 2 に定める職員の区分（別紙報告書の算定基礎の区分欄に記載の職員区分）に応じ、当該職員に係る給与の総額（退職手当及び児童手当を除いた額）に、それぞれ同条に定める割合（別紙報告書の算定基礎に記載の負担金割合（D））を乗じて得た額の合計額である。

給与の総額とは、給与、報酬、賃金、手当その他の名称のいかんを問わず、地方公共団体又は地方独立行政法人により支払われる給与（退職手当を除く。）の総額をいうものとする。（法第 49 条第 3 項） *その際、選挙費など必ずしも毎年計上されていない給与（時間外勤務手当等）の算出漏れに注意すること。

- (7) 会計年度任用職員制度の導入に伴い、令和 5 年度確定負担金の報告に当たっては、決算書上の「給料」、「職員手当等」から、常勤的非常勤に該当しない会計年度任用職員の給与等を除外する。（詳細は、添付の「災害補償 Q&A」参照）

【常勤的非常勤職員】

非常勤職員のうち、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が原則として 18 日以上ある月が引き続いて 12 か月を超えるに至った者で、その後も引き続き当該勤務時間により勤務することを要するとされている者

- (8) 職種区分の取扱いについて、正しい職種区分で報告するよう留意すること。
（詳細は、添付の「職種区分の取扱いについて」参照）

4 算定チェックリスト

確定負担金の算定に当たって、「確定負担金算定チェックリスト」を活用してください。
なお、この書類は提出不要です。

5 その他

報告書様式の「算定基礎」の表中、その他の職員を計上した団体については、別紙様式に

より、医療従事職員及びその他の一般職員の内訳を報告書と同時に回答してください。
医療従事者がいない団体も、その旨を回答してください。なお、ここでいう医療従事者は、
病院、診療所など、医療法に規定する医療提供施設に勤務する職員とします。

6. 各団体からの報告書受領後、基金で内容を確認し、各団体へその結果を連絡しますので、連絡を待ってから送金してください。

担 当 補償係
電 話 082-513-2265 (ダイヤルイン)
F A X 082-248-6001
(担当者 木村・表)

<注意>

確定負担金の還付における方法について

- ① 確定負担金の還付は、原則1団体1口座への入金です。
- ② 2か所以上の送金を希望する場合は、納付書を作成の上同封してください。